

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
3 1 年 第 5 号	3 1 . 2 . 1 4	<p>特別養子縁組制度利用者の監護期間に対する扶養手当の支給に関する陳情</p> <p>民法 817 条の 2 以降で定める特別養子縁組制度について、年々利用者は増えてきているにも関わらず、制度で義務付けられている半年間の監護期間の取り扱いについては、不当に権利が保障されていないケースが多い。</p> <p>総務省は、総評相第 53 号（平成 27 年 3 月 10 日）により「特別養子縁組を成立させるために子を監護していることは、実態として、法律上の子と変わりなく養育されているものであることから、法律上の子に準じて、（中略）認める必要がある。」という見解を示し、その後法改正により特別養子縁組監護期間であっても育児休業の利用、児童手当支給が認められることになった。</p> <p>しかし、各自治体の条例・規則、各事業者の就業規則等に委ねられているいわゆる「扶養手当」については、各自治体、事業者によって判断が分かれている現状がある。確認した範囲では、国家公務員（人事院）や神奈川県職員においても支給の対象は「血族または法定血族」に限られており、家庭裁判所の裁定前の監護期間に対しては支給されていない。「扶養手当」は一例で各種休暇等が制限されている例もある。</p> <p>そこで、貴団体におかれては以上の点を踏まえ、下記のとおり要望書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特別養子縁組制度における監護期間の取り扱いについて、「実態として、法律上の子と変わりなく養育されているものであることから、法律上の子に準じて各種権利が保護される必要がある。」ということの周知徹底を図るべく通達等を出すことを、厚生労働省および総務省に要望すること。</p>	<p>特定非営利活動法人 N P O 法人 Baby ぽけっと 代表 岡田 卓子</p>	<p>保健福祉 医療</p>